

# 甲第127号証の1

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2012年12月19日水曜日 11:35  
宛先: [REDACTED]  
CC: [REDACTED]  
件名: 霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について  
添付ファイル: 噴霧乾燥機政省令.doc  
  
重要度: 高

大川原化工機株式会社  
島田海外営業部長 殿

お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の[REDACTED]です。大変ご無沙汰してります。  
一昨年よりご相談させて頂いたオーストラリア・グループの輸出規制  
において決定された噴霧乾燥機について、再度、ご相談があり連絡を  
しております。

下記メールにてお知らせしたとおり、オーストラリア・グループにお  
いて本年4月に噴霧乾燥機の規制が合意されましたが、オーストラ  
リア・グループにおける規制は、国際法的には紳士協定のため日本にお  
いて輸出管理の規制品目とする場合には、政令(輸出貿易管理令(通  
称:輸出令))及び省令(輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別  
表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(通称:貨物等省令))に  
追加する必要があります。

噴霧乾燥機をこれらの政省令に追加し施行されて初めて我が国として  
噴霧乾燥機の輸出管理が始まります。

つきましては、噴霧乾燥機の業界として一番大きい御社に初案として  
添付ファイルのとおり当方が作成した政省令等改正案をご確認頂き、  
我が国でこの政省令等改正案を以て噴霧乾燥機の輸出管理が始まった  
場合、何か問題があるかどうか(この文言では貨物を特定出来ない等)  
等、忌憚なきご意見を頂ければ幸いです。

なお、政省令等案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥  
機の規制テキスト(英文)をある程度日本語に翻訳したものとなっ  
ておりますが、一部、意図的に翻訳していない箇所もあります(capable  
of drying toxins or pathogenic microorganisms 等)。これは、我が  
国法制度上、このような文言を翻訳し規定しても、例えば毒素等を乾  
燥することが可能かどうか判断が出来ないことから採用していないた  
めです(他の輸出規制貨物についても同様の措置を取っております)。  
また、「atomization nozzles」を「2流体ノズル」と訳しております  
が、業界の通常の言葉の使われ方として、この訳は正しいものでし  
ょうか。ご確認頂ければと存じます。

可能であれば、12月27日(木)までにご一報を頂ければ幸いです。

以上、年末でお忙しいところ大変恐縮ですが、何卒よろしく願いま  
したします。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

TEL: [REDACTED] Fax: [REDACTED]  
E-mail: [REDACTED]  
URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

-----Original Message-----

From: [REDACTED]  
Sent: Wednesday, April 11, 2012 7:15 PM  
To: [REDACTED]  
Cc: [REDACTED]  
Subject: 霧乾燥機の輸出規制について

大川原化工機株式会社  
島田海外営業部長 殿  
各 位

大変お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。

AGにおける噴霧乾燥機の規制についていろいろと御知見を頂き  
ありがとうございました。

本日付で、AGにおいて噴霧乾燥機の規制が合意(以前お知らせし  
た文言通り)されましたのでお知らせします。

まだ、更新はされておりませんが、以下のAGのホームページ  
で規制が公開される予定です。

<http://www.australiagroup.net/en/controllists.html>

なお、我が国において噴霧乾燥機を輸出管理品目とするには、  
政省令の改正等を行う必要があり、実施にはまだ時間がかか  
る状況です。

また、提示して頂いた御懸念(水分蒸発量の解釈、粒子径の  
計測方法の解釈等)については、政省令等の改正の際に反映  
させていく所存です。

政省令改正の際には、再度、御知見を拝借する事があるかも  
しれませんが、その際には何卒ご協力のほどよろしくお願い致  
します。

---

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

TEL: [REDACTED] Fax: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

---